

C.	ナノマテリアル	83	16
D.	作業計画	84	16
IX.	経済社会理事会 決議文案 2009/... (議題 8)	85	16
X.	2009-2010 の役員選出 (議題 9)	86-87	16
XI.	その他 (議題 10)	88	16
XII.	報告書の採択 (議題 11)	89	16

付属書

I.	改訂 2 版化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) の 改正及び修正案	17
II.	2009-2010 小委員会の作業計画	24

I. 参加者

1. 第 15 回 GHS 専門家小委員会が、議長 Ms. Kim Headrick (Canada)、副議長 Mr. Roque Puiatti (Brazil)の下、2008 年 12 月 10 日～12 日（午前）に開催された。
2. 以下の国々から専門家が参加した： Argentina, Australia, Austria, Belgium, Brazil, Canada, China, Denmark, Finland, France, Germany, Italy, Japan, Netherlands, New Zealand, Norway, Poland, Portugal, Qatar, Serbia, South Africa, Spain, Sweden, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland , United States of America
3. 経済社会理事会の規則 72 に基づき以下の国々がオブザーバーとして参加した： Kenya, Republic of Korea, Russian Federation, Slovenia, Switzerland and Viet Nam.
4. 以下の代表も参加した： Representatives of the United Nations Institute for Training and Research (UNITAR) , the International Maritime Organization (IMO)
5. 以下の国際機関も参加した： European Commission (EC) and Organization for Economic Co-operation and Development (OECD).
6. 以下の NGO (non-governmental organization) がそれぞれの興味ある事項について議論に加わるために参加した： Association of European Adhesive and Sealant Manufacturers (FEICA); Compressed Gas Association (CGA); Croplife International, Dangerous Goods Advisory Council (DGAC), European Chemical Industry Council (CEFIC), European Fertilizers Manufacturer's Association (EFMA), European Industrial Gases Association (EIGA), Federation of European Aerosol Associations (FEA), Industrial Federation of Paints and Coats of Mercosul (IFPCM), International Association for Soaps, Detergents and Maintenance Products (AISE), International Council of Chemical Associations (ICCA), International Dangerous Goods and Containers Association (IDGCA), International Organization for Standardization (ISO), International Paint and Printing Ink Council (IPPIC), International Petroleum Industry Environmental Conservation Association (IPIECA), Responsible Container Management Association of Southern Africa (RCMASA), Soap and Detergent Association (SDA), Sporting Arms and Ammunition Manufacturer's Institute (SAAMI).

II. 議事次第の承認 (議題 1)

文書: ST/SG/AC.10/C.4/31 (暫定議事次第)
ST/SG/AC.10/C.4/31/Add.1 (文書リスト及び注記)

非公式文書: INF.1 (文書リスト)
INF.2 (議事ごとの文書リスト)
INF.9 (Informal working groups: provisional timetable)

7. 小委員会は、非公式文書 INF.1 から INF.43 を勘案し修正した暫定議題を承認した。議長の要請により ST/SG/AC.10/C.4/2004/22 は撤回された。

III. 改訂 2 版化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)の改訂(議題 2)

A. 一般事項

1. 前 3 回の小委員会で承認された GHS 文書の修正や訂正案

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/14 (事務局)
ST/SG/AC.10/C.4/2008/14/Add.1 (事務局)

非公式文書: INF.4 (事務局)

8. 小委員会は、すでに廃止された指令 67/548/EE の付属書 V への参照をすべて Council Regulation (EC) No. 440/2008¹ of 30 May 2008 の参照に置き換えるという訂正を行って、ST/SG/AC.10/C.4/2008/14 に記載されている修正を承認した(付属書 I を参照)。

9. ST/SG/AC.10/C.4/2008/14 に記載された修正や訂正及びこれに伴う事務局から提案された GHS 文書の修正 (ST/SG/AC.10/C.4/2008/14/Add.1) も承認された (付属書 I を参照)。

2. 第 34 回危険物輸送専門家小委員会(TDG Sub-Committee)の結果

非公式文書: INF.36 (事務局)

10. TDG 小委員会の議長が GHS に関連した問題、特に非公式文書の 2 (b), 2 (e), 2 (f), 2 (g), 2 (h) および 2 (i)の項目に関して、TDG 小委員会の検討結果について報告した。彼はまた、GHS の修正も必要とする TDG 小委員会による勧告の説明も行った(2 (a), 2 (c) および 2 (d))。

B. 物理化学的危険性

1. 硝酸アンモニウム乳濁液、懸濁液、ゲルの分類 (2.1 章)

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/16 (事務局)

11. 2.1 章図 2.1.4 の修正案が採択された (付属書 I を参照)。

¹ Council Regulation (EC) No 440/2008 of 30 May 2008 laying down test methods pursuant to Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council on the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH).

2. 自己発熱性物質及び混合物の定義に関する注記(2.11 章)

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/20 (ドイツ)

非公式文書: INF.28 (ドイツ)
INF.36, item 2 (a) (事務局)

12. 小委員会は TDG 小委員会による 2.11 章の自己発熱性物質及び混合物の定義への注記を修正する勧告を支持した。INF.36 の付属書 1 にあるこの案は編集上の訂正を受け採択された (付属書 I を参照)。

13. 小委員会は、表 2.11.1 の注記 2 において、“spontaneous ignition temperature” を “self-ignition temperature” に変更することを合意した (付属書 I を参照)。

3. 可燃性エアゾールの分類 (2.3 章)

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/25 (スウェーデン)

非公式文書: INF.11 (FEA)

14. 多くの専門家は、GHS 2.3 章における可燃性の分類判定基準に合致するエアゾールは、さらに 2.2 章の可燃性ガス、2.6 章の引火性液体あるいは 2.7 章の可燃性固体の分類や表示を行うべきではないと考えた。

15. 少数の専門家は可燃性ガスで充填されたエアゾールの分類に関する問題を提起した。彼らはこれらのエアゾールは、可燃性エアゾールとしてではなく可燃性ガスとして分類され輸送され続けるべきであると述べ、提案された修正はこの解釈を変更しかねないと考えた。

16. 何人かの専門家は、INF.11 で提案されている「高圧ガス」からの除外は可燃性エアゾールの観点からは十分ではないと考えた。一人の専門家が 2.3 章におけるエアゾールの定義は圧縮されたガスを包含しており、これらのエアゾールは高圧ガスとして分類され表示されるべきであると述べた。

17. 他の専門家が輸送規則では危険性の優先順位を決める条項があり、GHS の危険有害性クラスにも同様の条項が必要であろうと指摘した。しかし 1 人の専門家が、輸送規則における優先順位はリスクに基づいたものであり、それぞれの分野に考慮すべき異なるリスクがあるということを考えると、全ての分野に共通の方法を見つけるという GHS の目的にはそぐわないであろうと述べた。小委員会がこの問題について次期 2 年間で検討すべきであるとする専門家は作業の範囲について決めるよう促された。

18. 小委員会は ST/SG/AC.10/C.4/2008/25 にある提案を修正無しに、INF.11 は一部修正して採択した (付属書 I を参照)。

4. 試験シリーズ7

非公式文書: INF.15 (英国)

19. 小委員会は、英国の専門家が行った3月17日と18日に Bath で開催される試験シリーズ7の非公式作業班会議の知らせに注目した。GHS 小委員会及び TDG 小委員会で興味のあるメンバーは出席を促された。

5. 化学的に不安定なガス

非公式文書: INF.19 (ドイツ)
INF.36, item 2 (b) (事務局)

20. 小委員会は、化学的に不安定なガスに関する非公式作業班の作業の進捗状況に注目し、次期2年間も作業を継続することを合意した。

6. 爆発可能性のある物質に対するスクリーニング試験

非公式文書: INF.36, item 2 (d) (事務局)

21. 小委員会は、シリーズ1やシリーズ2試験を実施する必要のない条件を特定する GHS 2.1.4.2.1 注記の修正をおこなうという TDG 小委員会の勧告を承認した(附属書 I を参照)。

7. 1.4S 火薬類分類のための追加試験

非公式文書: INF.36, item 2 (c) (事務局)

22. 小委員会は、TDG 小委員会により採択された「試験および判定基準マニュアル」のセクション 10 にある 1.4S 火薬類の分類手順の修正に従って、GHS 2.1 章 図 2.1.3 を修正するという TDG 小委員会の勧告を承認した(附属書 I を参照)。

C. 健康有害性

1. 感作性の強弱: 3.4 章の修正

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/18 (事務局)
ST/SG/AC.10/C.4/2008/18/Add.1 (事務局)

非公式文書: INF.3 (事務局)
INF.23 (オーストラリア)

23. 事務局からの 3.4 章に関する修正提案は 3.4.2.1.1.3 に関する一部編集上の変更をうけて採択された (附属書 I を参照)。

24. ST/SG/AC.10/C.4/2008/18/Add.1 附属書 III で事務局から指摘されているように、現在 GHS の呼吸器感作性及び皮膚感作性に対し用いられている危険有害性情報の不統一

に関して、小委員会は 3.4 章で使用されている危険有害性情報のみ訂正すべきであるとした(附属書 I を参照)。

25. INF.23 表 3.4.3 のカットオフ値を含む欄で 1A 及び 1B のサブカテゴリーとする修正に関する提案は採用されなかった。ドイツの専門家は、サブカテゴリーは潜在性に基づいており、判定基準を策定した OECD の専門家グループは混合物のサブカテゴリーを決定するためのデータは一般に入手できないので区分 1 のみに決めた、と述べた。

D. 環境有害性

1. 水生媒体中の金属および金属化合物の変化/溶解に関する手引き

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/17 (OECD)

26. 小委員会は GHS 4 章及び附属書 10 の修正案を変更なしに採択した(附属書 I を参照)。

2. 急速分解性: 4.1.2.10.3 の修正

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/27 (CEFIC, AISE and SDA)

非公式文書: INF.17 (CEFIC, AISE and SDA)
INF.40 (CEFIC, AISE and SDA)
INF.40/Rev.1 (CEFIC, AISE and SDA)

27. 多くの専門家が、4.1.2.10.3 (a)の修正案はすべての多成分物質が急速分解性の決定に用いられる 10 日間枠を免除されるかどうかについて感心を示したが、適用できる OECD テストガイドラインでは試験は純粋な化学物質やオイルや界面活性剤のような構造が似ている化学品の混合物の急速分解性を調べる試験にのみ使用されるべきであるとされている。

28. 何人かの専門家が新しい文章案を作成し (INF.40/Rev.1) 、小委員会はこれを変更なしに採択した (附属書 I を参照)。

3. オゾン層破壊物質: 附属書 3 の修正

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/15 (事務局)

29. GHS 附属書 3 の修正案は、P502 の「製造者」を「製造者/供給者」に変更して採択された(附属書 I を参照)。

E. その他

1. GHS の訂正案

非公式文書: INF.8 (事務局)
INF.37 (米国)

30. 小委員会は INF.8 の 1 に記載されている訂正を採択した。表 A2.18 の訂正は INF.37 の修正のように採択された (附属書 I を参照)。

31. 小委員会はまた、いくつかの健康有害性及び環境有害性の最もきつい区分に割り当てられている「警告」の使用法と整合させるために 1.4.10.5.2 (a)を一部修正することに合意した(付属書 I を参照)。

32. 小委員会は GHS にあるいくつかの参照ウェブの更新に注目した。専門家は次の改訂 GHS が出版される前にすでに無くなっているウェブを訂正・更新する情報を事務局に提供するよう促された。

33. 1.5 章及び INF.37 の付属書 2 の訂正は採択された(付属書 I を参照)。表 3.1.1 の訂正は採択されなかった。しかし小委員会はノルウェーの専門家が口頭で提案したものに基つき表の区分 5 の欄の訂正には合意した(付属書 I を参照)。

2. 混合物の成分の濃度単位

非公式文書: INF.14 (EIGA)

34. EIGA の代表は、混合物の成分の濃度を表す単位が GHS で統一されていないためにガスの分類において問題が生じていると述べ、ガスの濃度は volume/volume にすべきであると提案した。

35. フランスの専門家は、ガスが水に溶解しているときの水生有害性の評価では重量パーセント適当であり、一方オゾン層への危険性を評価する場合には volume/volume 濃度がより適当であろうから、これは状況によると述べた。

36. EIGA の代表はコメントを勘案し提案を修正するように促された。

IV. 危険有害性情報伝達に関する課題(議題 3)

A. 付属書 1, 2 及び 3 の改訂: 連結危険有害性情報及び注意書き

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/24 (英国)

非公式文書: INF.6 (事務局)
INF.24 (英国)

37. 小委員会は、ST/SG/AC.10/C.4/2008/24 にある 1.4.10.5.3.3 に関する修正案を変更なしに採択した。GHS 付属書 3 に挿入されるべき新しい文章は、INF.6 のように事務局の修正どおりに採択された(付属書 I を参照)。

38. 連結危険有害性の新しい記述に関して、気道刺激性と麻酔性の連結文について小委員会は合意することができなかった。一人の専門家は、毒性機序と判定基準を一つの文章にまとめるのは有害性の誤解に通じ、また緊急時の際に不適切な治療につながる可能性があると考えた。そこで、ST/SG/AC.10/C.4/2008/2 の表 A3.1.2 は最後の記述 (H335+H336)を除いて採択された(付属書 I を参照)。

B. 非常に小さい包装への表示

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/26 (CEFIC)

39. 小委員会は非公式作業班の成果に注目し、文書の4における非常に小さな包装に対する一般原則を修正案のとおり採択した。(付属書Iを参照)。

C. IMOからのバラ積み、液体及びガス(BLG)に関連したSDS問題の検討

非公式文書: INF.13 (IPIECA)

40. IPIECAの代表による説明の後、IMOの代表が小委員会に、BLG小委員会の内にMSC.150(77)決議の付属書IIを調査しSDSに記載すべき適当な情報を決定するためのコレスポンディンググループが設立されたと報告した。コレスポンディンググループは次回会合に2009年3月のBLG小委員会の報告を行うであろう。

41. 彼はグループからの情報は、海事分野に必要な特定の情報項目がGHS SDSで統合されるかあるいは特別のガイダンスを当分野の問題を解決するために開発すべきかどうかを決定するために使われるであろうと説明した。

42. 何人かの専門家は将来多くの分野や物質に特定のガイダンスが必要になるであろうと述べた。

43. IMOの代表は、とにかくIMOは1973年の船舶による汚染防止のための国際条約に関する1978年の議定書(MARPOL 73/78)の付属書Iに関係する船荷や船舶用燃料油に対するSDSの開発においてはGHSガイダンスを十二分に利用するつもりであると述べた。

44. 小委員会はIMO BLG小委員会コレスポンデンスグループの作業を待つことで合意した。

D. 水生環境有害性のシンボル

非公式文書: INF.31 (事務局)

45. 小委員会は、GHS文書の中で水生環境有害性に使用されているシンボルに意図されない違いがあり、これがある分野のGHS実施における問題になりうることに注目し、これらの違いを無くすことに合意した。

46. 輸送、供給者、使用者の分野の専門家代表が検討した後、小委員会はすべての分野において導入が容易なシンボルはINF.31の表中2行目の右側のものであると結論した(付属書Iを参照)。

47. 事務局はできるだけ早く訂正されたシンボルを国連欧州経済委員会(UNECE)のウェブサイトの GHS 絵表示ウェブ上で入手可能とするよう要請された。

E. 危険有害性シンボル: ISO 7010 および GHS の調和

非公式文書: INF.7 (事務局)

48. 小委員会は両システムで出来る限りの調和を図るための協力をめざし ISO テクニカルコミティー TC145/SC2 の議長を招いた。

49. しかし小委員会は、安全の観点から検討はしていないが、現時点で GHS のシンボルを ISO7010 のものに変更するというのはほとんどの分野で大きな経済的影響があると感じた（特に危険物輸送では、物理化学的危険性に対する輸送シンボルは GHS のそれらと世界的に完全に調和している）。

50. ISO 7010 が 2 年ごとに改訂されることに注目し、何人かの専門家は TC145/SC2 が ISO のシンボルを GHS のものと調和させるよう進言した。

V. GHS 判定基準の適用に関するガイダンスの開発 (議題 4)

A. 混合物の分類

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/23 (米国)

非公式文書: INF.5 (事務局)
INF.39 (米国)

51. 小委員会は ST/SG/AC.10/C.4/2008/23 付属書 1 に含まれる GHS 文書の修正を INF.39 のように修正し、さらに一部修正を行って採択した(付属書 I を参照)。

52. ST/SG/AC.10/C.4/2008/23 付属書 2 の例は GHS ガイダンスあるいはトレーニングマニュアルに使用できることを合意した。

B. 特定の石油物質に含まれる未知物質、不安定成分、複合反応物、生物由来物質(UVCBs)への GHS の適用

非公式文書: INF.12 (IPIECA)

53. 小委員会は作業の進捗に注目し、IPIECA の代表に受けたコメントを勘案して提出した案を改訂するように促した。

VI. GHS の実施 (議題 5)

A. 政府及び機関からの報告

1. 欧州委員会

非公式文書: INF.26 (EC)

54. 欧州委員会の代表は、欧州連合 27 カ国で GHS を導入することになる「化学物質および混合物の分類、表示及び包装に関する規則」(CLP 規則)が 11 月 28 日に議会で採択されたと報告した。しかし彼女は、欧州連合公報に記載されるまでは公式に採択されたわけではなく、それは 2008²年 12 月 31 日になるであろうと述べた

55. 新しい規則は公報に記載されてから 20 日後に効力を持ち、その適用が可能になるが、移行期間が化学物質には 2010 年 12 月 1 日、混合物には 2015 年 6 月 1 日まで与えられている。他の規制も分類と表示に関する新しい規則を考慮して修正されるであろう。化学品の登録、評価、認可、制限 (REACH)³ の付属書 II も SDS は GHS に従ったものになる。

56. 彼女はまた、GHS 判定基準の適用に関するガイダンスを開発中であり 2009 年 9 月までには最終案が出来るであろうと述べた。

57. 輸送の規則に関して、彼女は 2008 年 9 月 30 日の欧州連合広報の 2008/68/EC⁴ について情報提供した。この新しい指令は RID/ADR/ADN の規則であり、これは鉄道、道路、内陸水路による国際輸送に適用される法律として欧州連合の加盟国内での輸送に強制的に適用される。

58. 事務局の 1 人が ADN では、国連危険物輸送モデル規則に従った輸送用包装に対しては輸送に適用される GHS の危険有害性分類および表示が適用されることに加え、GHS の他のいくつかの危険有害性クラス及び区分（発がん性、変異原性、生殖毒性あるいは水生環境有害性慢性区分 3 及び 4）もタンカーの危険な液体輸送には適用されると指摘した。

² Note by the secretariat: The regulation was effectively published on 31 December 2008. *Regulation (EC) No 1272/2008 of the European Parliament and of the Council of 16 December 2008 on classification, labelling and packaging of substances and mixtures, amending and repealing Directives 67/548/EEC and 1999/45/EC, and amending Regulation (EC) No 1907/2006 (1). OJ L353, 31.12.2008, Volume 51.*

³ *Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council of 18 December 2006 concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH), establishing a European Chemicals Agency, amending Directive 1999/45/EC and repealing Council Regulation (EEC) No 793/93 and Commission Regulation (EC) No 1488/94 as well as Council Directive 76/769/EEC and Commission Directives 91/155/EEC, 93/67/EEC, 93/105/EC and 2000/21/EC.*

⁴ *Directive 2008/68/EC of the European Parliament and of the Council of 24 September 2008 on the inland transport of dangerous goods.*

2. ブラジル

非公式文書: INF.29 (ブラジル)

59. 小委員会は 2008 年 7 月以降ブラジルで開催されているさまざまな管理能力強化や意識向上活動に関する情報に注目した。また、GHS 改訂初版のポルトガル版が 2009 年四半第 1 期に出版予定であること、GHS に基づいた用語、分類、表示、SDS も間もなく出版されるであろうことにも注目した。

3. 韓国

非公式文書: INF.38 (韓国)

60. 韓国のオブザーバーは小委員会に 3 つの主な規制、すなわち 2006 年 12 月労働安全衛生法（分類、表示、SDS）、2007 年 11 月毒物管理法、2008 年 11 月危険物安全管理法がすでに GHS に従って修正されたことを報告した。

61. 小委員会は、韓国の GHS では化学物質および混合物の分類及び表示に対し移行期間があり、化学物質では 2010 年 6 月 30 日、混合物では 2013 年 6 月 30 日であることに注目した（毒物管理法の混合物は 2014 年 6 月 30 日）。

62. 小委員会はまた、選択可能方式によりすべての危険有害性区分を導入したわけではないこと、化学物質の分類のためのツールやガイダンスの開発のための活動や GHS に基づいた 6314 物質の SDS やラベルの作成が終了したこと、そしてこれらは韓国労働安全衛生公団 (KOSHA)⁵ のウェブから入手可能であること、に注目した。

4. 日本

63. 日本の専門家は 1500 物質が GHS に従って分類され、英語の分類結果が製品評価技術基盤機構(NITE)⁶のウェブで入手可能であると述べた。

5. スイス

64. スイスのオブザーバーは小委員会に、GHS を考慮したスイス化学物質規則の改正が行われていると述べた。彼は、改訂規則はスイスの製造者/輸入者に化学品を現行のシステムあるいは GHS で分類し表示することを許可するであろうと説明した。しかし彼は当面この選択は専門家使用の化学品のみに適用され、消費者用化学品はその後に適用されるであろうと述べた。

⁵ At the time of the session : <http://www.kosha.or.kr/eng/english.htm>

⁶ At the time of the session: <http://www.nite.go.jp/index-e.htm>

65. スイスのオブザーバーはまた、移行期間の最後にはすべての化学品（消費者用製品、殺虫剤及び植物保護製品）が GHS に従って分類され、表示されなければならないであろうと述べた。最後に彼は多くのスイスの関連規則もまた GHS に従って修正されるであろうと述べた。

B. 他の国際機関との協力

1. 世界保健機構

非公式文書: INF.33 (WHO)

66. 小委員会は世界保健機構が GHS 実施のために行っている活動報告に注目した。

2. 国連環境計画: バーゼル条約

非公式文書: INF.30 (事務局)

67. 小委員会はジョイントコレスポネンスグループの作業に関わる第 9 回バーゼル条約の会議での決議 IX/20 及び IX/32 に注目した。

68. 小委員会は共通の関心事についてバーゼル条約と協力する事項を次期作業計画に残すことを合意した。

C. 他の実施に関する事項

1. 実施における問題に関する非公式作業班の作業

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/22 (非公式作業班を代表してオーストラリア)
ST/SG/AC.10/C.4/2008/28 (オーストラリア, 事務局)

非公式文書 INF.43 (非公式作業班を代表してオーストラリア)

69. 小委員会は非公式作業班による勧告を承認した(文書 ST/SG/AC.10/C.4/2008/22 及び INF.43).

70. 小委員会は非公式作業班による以下のような GHS の修正提案を採択した ST/SG/AC.10/C.4/2008/22:

- 課題 1.5: 一部変更して 3.1.3.6.2.2 を修正 (付属書 I を参照);
- 課題 1.6: GHS 文書中の全ての“structure-property relationship”を“structure-activity relationship”に修正 (付属書 I を参照);
- 課題 3.13: 3.4.1.5 を追加する(付属書 I を参照);

71. GHS 実施のための導入活動や規制の変更に関し、これらの情報を GHS 実施のウェブから入手可能にするために、事務局に伝えるようにすることを小委員会は合意した。

72. 小委員会はまた、実施に関する非公式作業班は問題を特定する作業を継続し、GHS 実施における小委員会の役割を支援することに合意した(付属書 II を参照)。文書 ST/SG/AC.10/C.4/2008/22 にある今後の作業に関する提案は合意された。

2. 用語の問題: GHS における “chemicals” (化学品)

非公式文書: INF.10 (事務局)

73. 小委員会は、1.2 章に“chemical”に関する定義を含めることについてさらに検討が必要であると感じ、INF.10 パラ 2 にある提案は採択しなかった。しかしパラ 7 にある修正案は適当であり、小委員会はこれを変更なしに採択した (付属書 I を参照)。

VII. 管理能力強化 (議題 6)

非公式文書: INF.27 (UNITAR)

74. UNITAR の代表は 2008 年後半に行った GHS 管理能力強化に関する活動について報告した。彼は小委員会にカンボジア、ラオスは国家 GHS 実施計画を完了したが、ベトナムは理解度調査訓練を終了し、GHS のベトナム語への翻訳が最終段階に入っていると報告した。

75. 将来の活動に関し、彼は多くの国や地域でのワークショップ(例えば、ジャマイカ、ウルグアイ、中国) が 2009 年に計画されていると述べた。彼はまた、ザンビアから要請されていた GHS 管理能力強化支援のための国際的化学品管理に関する戦略的アプローチ(SAICM) Quick Start Program Trust Fund が受理されたと述べた。

76. 彼は、GHS ガイダンス、トレーニングおよび情報資料に関して、UNITAR とバーゼル条約事務局はバーゼル条約及びアフリカ地域に関連したトレーニング資料を開発することを合意したと述べた。彼はまた、移行期にある国々の GHS 実施を支援するために、健全な化学品管理に関する機関間プログラム (IOMC) により準備されたガイドが出版されるであろうと述べた。

77. 中国の専門家は、いくつかの省、機関、輸送、供給及び使用者、消費者製品分野からの参加をえて 2008 年 11 月に北京で開催された政府による国家 GHS 計画会議 (UNITAR、ILO 及びスイス政府の支援による) について報告した。

VIII. 2009-2010 の作業計画 (議題 7)

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/19 (フランス及びドイツ)
ST/SG/AC.10/C.4/2008/21 (オーストラリア, オーストリア, フランス, ニュー
ジーランド, スロベニア及びスペイン), paras. 15-18
ST/SG/AC.10/C.4/2008/23 (米国), Annex 3
ST/SG/AC.10/C.4/2008/24 (英国), paras. 23-26
ST/SG/AC.10/C.4/2008/26 (CEFIC), para.5

非公式文書: INF.18 (ドイツ)
INF.21 (CropLife)
INF.25 (スウェーデン)
INF.20 (カナダ)
INF.12 (IPIECA), para. 9
INF.16 (フランス)
INF.19 (ドイツ)
INF.22 (フランス)
INF.35 (事務局)
INF.39 (米国)
INF.41 (CEFIC)
INF.42 (ドイツ)

A. 土壌環境有害性

78. 何人かの専門家は次期 2 年間の作業計画で土壌環境有害性の分類及び表示の基準を開発し続けることを支持したが、他の専門家及び非政府組織は、これは優先順位が低いと感じ、計画に含めることを好まなかった。

79. 提案に合意が得られなかったので、小委員会は妥協的解決としてこの問題を 2009-2010 の作業計画には含めないことで合意した。しかし将来的に進展を図るために、スペインが主導する土壌環境有害性について作業を行うコレスポンドンスグループが設立された。

B. 石油物質への GHS の適用に関するガイドライン

80. 小委員会は、提案されたガイダンスの範囲は特定の分野の特定の物質に非常に限定されたものであり、また開発されたガイダンスは小委員会に帰属するものではなく業界に帰属するものであろうことから、次期 2 年間の作業計画にはこの問題のガイダンス開発を含めないことで合意した。

81. しかし小委員会は、分野/物質に特異的なガイダンスと小委員会との関わりについてさらに検討が必要であると認識した。

82. 小委員会は、作業の進捗について情報提供を受けることを歓迎し、IPIECA は第 17 回小委員会に最終的なガイダンスを提出するであろうと記録した。

C. ナノマテリアル

83. 小委員会はこの項目を作業計画に含めなかった。しかしフランスの専門家はこの問題についてさらに情報を提供するよう促された。

D. 作業計画

84. さまざまな提案を検討した後、小委員会は事務局が準備した案を基本とした2009-2010の作業計画を一部変更して採択した(付属書IIを参照)。

IX. 決議案 2009/ ... 経済社会理事会 (議題 8)

非公式文書: INF.32 (事務局)

85. 小委員会は事務局が作成した ECOSOC 決議案 2009/...を採択した。TDG/GHS 委員会によって最終的に採択された決議文は第 4 回委員会の報告書(ST/SG/AC.10/36)付属書 IV に記載されている。

X. 2009-2010 の役員選挙(議題 9)

86. 2001 年から副議長を務めた Mr. Roque Puiatti は次期は副議長としての職務を続けることが出来ないと小委員会に告げた。小委員会は彼の副議長としての仕事及びブラジルにおける GHS 実施促進の努力に対して深謝した。

87. 小委員会は議長として Mrs. K. Headrick (Canada)を再選し、副議長として Mr. T. Gebel (Germany) と Ms. Elsie Snyman (South Africa) を選出した。

XI. その他 (議題 10)

非公式文書: INF.34 (RCMASA)

88. 小委員会は RCMASA が国際輸送及び環境会議を 2009 年 3 月 2~4 日にダーバンで開催することに言及した。

XII. 報告書の採択 (議題 11)

89. 小委員会は事務局が作成した案に基づいた第 16 回会議報告及びその付属書を採択した。

附属書 I

改訂第 2 版 化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)の 修正及び訂正案

第 1 部：第 16 回小委員会で採択された修正案

(a) 前 3 回の小委員会で採択された修正案

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2008/14：以下の変更を加え-/C.4/2008/14/Add.1 の修正が採択された：

2.6.4.2.6 "その他受け入れられる方法", の下にある文章を以下のように修正する：

"理事会規則 (EC) No 440/2008⁵ の附属書第 2 部に記載されている方法 A2"

新しい脚注 5 を以下のように付け加える：

"⁵ Council Regulation (EC) No 440/2008 of 30 May 2008 laying down test methods pursuant to Regulation (EC) No 1907/2006 on the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH)".

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2008/14/Add.1：採択された。

(b) 改訂第 2 版 GHS の修正案

1.4 章

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2008/26：パラグラフ 4 の提案は以下のように修正され採択された：

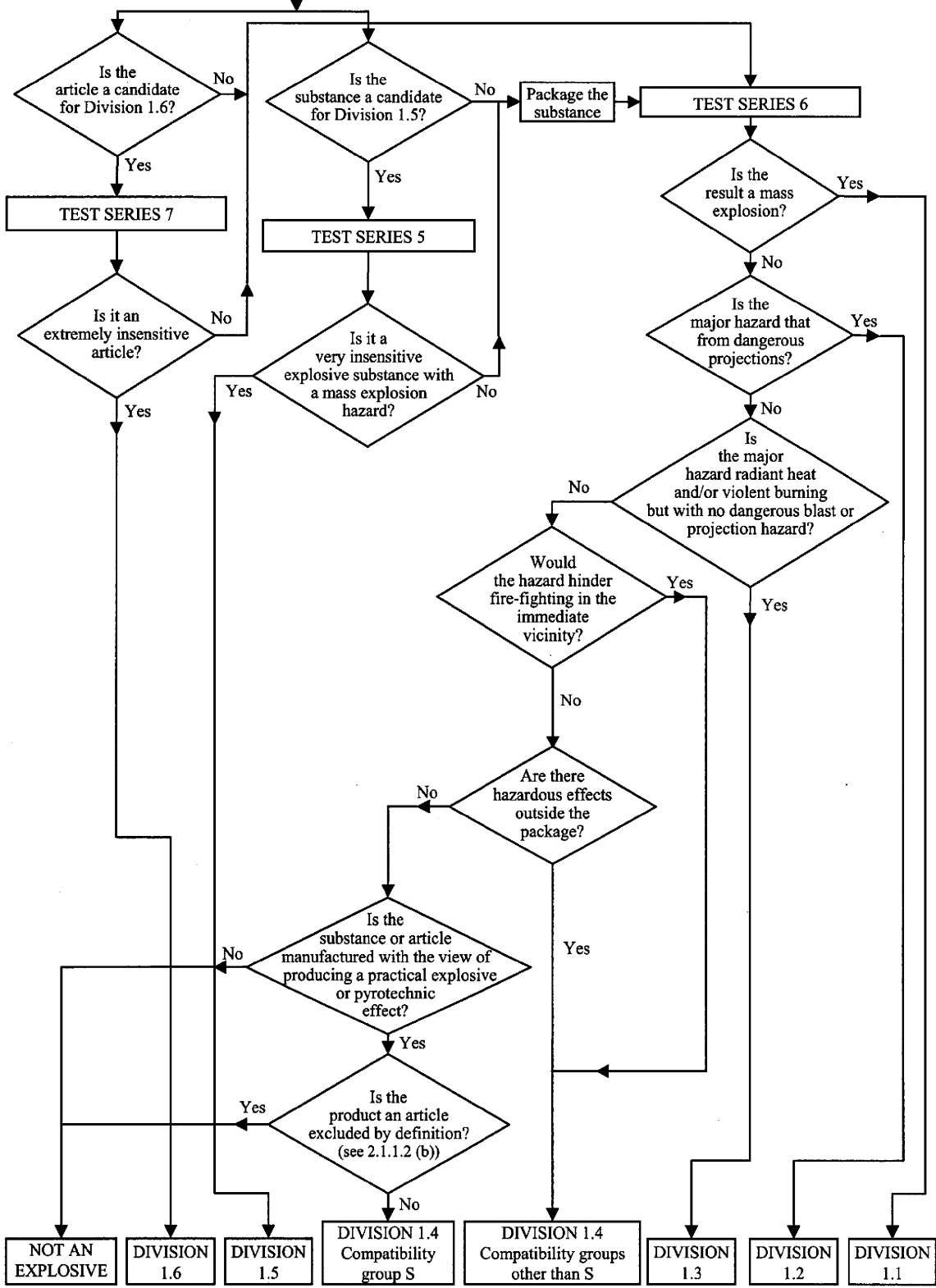
1.4.10.5.4.4 (b) (iii) Insert "official" before "language".

1.4.10.5.4.4 (c) Replace the first "and/or" with "and".

2.1 章

図 2.1.3 以下のものと入れ替える：:

ARTICLE OR SUBSTANCE PROVISIONALLY ACCEPTED IN THIS CLASS
(from figure 2.1.2)



2.1.4.2.1 注記の最後に以下のような文章を加える：

"For organic substances and mixtures with a decomposition energy of 800 J/g or more, tests Series 1 Type (a) and 2 Type (a) do not have to be performed if the outcome of the ballistic mortar MK.IIID test (F.1), or ballistic mortar test (F.2) or the BAM Trauzl test (F.3) with initiation by a standard No.8 detonator (see Appendix 1 to the *Manual of Tests and Criteria*) is "no". In this case, the results of test 1(a) and 2(a) are deemed to be "-".

(参照文書: 非公式文書 INF.36)

ST/SG/AC.10/C.4/2008/16 にある図 2.1.4 の修正はそのまま採択された。

2.2 章、2.6 章および 2.7 章

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2008/25：そのまま採択された。

2.3 章

2.3.2.1 "注記"を"注記 1"として、以下のような注記 2 を加える：

"**注記 2:** *Flammable aerosols do not fall additionally within the scope of chapters 2.2 (flammable gases), 2.6 (flammable liquids) or 2.7 (flammable solids).*"

(参照文書: 修正された非公式文書 INF.11)

Chapter 2.11

2.11.1 注記を以下のように修正する：

"**NOTE:** *Self-heating of a substance or mixture is a process where the gradual reaction of that substance or mixture with oxygen (in air) generates heat. If the rate of heat production exceeds the rate of heat loss, then the temperature of the substance or mixture will rise which, after an induction time, may lead to self-ignition and combustion.*"

(参照文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/20 および修正された非公式文書 INF. 36)

表 2.11.1 注記 2, 最後の節, "spontaneous ignition temperature" を "self-ignition temperature" と入れ替える

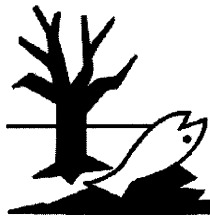
(参照文書: 修正された非公式文書 INF.36)

1 部、2 部、3 部 および 4 部、付属書 3 から 9

非公式文書 10：パラグラフ 7 はそのまま採択された。

1.4 章および 4.1 章、付属書 1, 2 および 3

1.4 章 (1.4.10.3), 4.1 章 (判定論理 4.1.1 および 4.1.3), 付属書 1 (水生毒性の表), 付属書 2 (表 A2.28 (a) および (b)), 付属書 3 (水生環境有害性の表)にあるシンボルを以下のものに置き換える：



(参照文書: 修正された非公式文書 INF.31)

3 部および 4 部

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2008/23, 付属書 1: 以下のように修正して採択された:

表 3.1.1 の注記(a)の修正を以下のように変更する:

表 3.1.1 注記(a)を新しい注記(a)および(b)に置き換え、注記(b)から (f) を (c) から (g)の順番にする

“(a) The acute toxicity estimate (ATE) for the classification of a substance is derived using the LD₅₀/LC₅₀ where available;

(b) The acute toxicity estimate (ATE) for a substance in a mixture is derived using:

(i) the LD₅₀/LC₅₀ where available. Otherwise,

(ii) the appropriate conversion value from Table 3.1.2 that relates to the results of a range test; or

(iii) the appropriate conversion value from Table 3.1.2 that relates to a classification category;”.

3.1.3.6.1 (c) 2 番目のパラグラフで, "注記(a)を参照" を"注記 (b)を参照"にする。

4.1.3.4.6 サブパラグラフ(d)の修正において, "毒性" を "有害性"に置き換える。

(参照文書: 修正された非公式文書 INF.39)

1.2 章, 3.2 章, 3.3 章、付属書 2 (A2.18 および A2.19)

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2008/22, "Issue 1.6" における提案は以下のように採択された: "structure-property relationship"を "structure-activity relationship"に置き換える

3.1 章

3.1.3.6.2.2 "without any useable information at all"を"(without any useable information for classification)"に置き換える。

(参照文書: 修正された ST/SG/AC.10/C.4/2008/22)

3.4 章

次の新しいパラグラフを加える：

"3.4.1.5 有害性クラス“呼吸器あるいは皮膚感作性”を以下のように分ける：

- 呼吸器感作性；および
- 皮膚感作性”。

(参照文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/22)

3.4 章および付属書 1, 2 および 3

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2008/18 は-/C.4/2008/18/Add.1, 付属書 I による修正, および以下のような追加修正を受けて採択された：

3.4.2.1.1.3 2 番目の節, “are allocated” を“may be allocated” に置き換える。

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2008/18/Add.1, 付属書 II はそのまま採択された。

4.1 章および付属書 9

4.1.2.10.3 (a) 最後に, "degraded"の後に以下のような新しい文章を加える：

" , unless the substance is identified as a complex, multi-component substance with structurally similar constituents. In this case, and where there is sufficient justification, the 10-day window condition may be waived and the pass level applied at 28 days as explained in Annex 9 (A9.4.2.2.3)".

A9.4.2.2.3 最初に, "The harmonized criteria"の後に"(4.1.2.10.3)"を挿入する。最後に以下のような新しいパラグラフを加える：

"Where there is sufficient justification, the 10-day window condition may be waived for complex, multi-component substances and the pass level applied at 28 days. The constituents of such substances may have different chain-lengths, degree and/or site of branching or stereo-isomers, even in their most purified commercial forms. Testing of each individual component may be costly and impractical. If a test on the complex, multi-component substance is performed and it is anticipated that a sequential biodegradation of the individual structures is taking place, then the 10-day window should not be applied to interpret the results of the test. A case by case evaluation should however take place on whether a biodegradability test on such a substance would give valuable information regarding its biodegradability as such (i.e. regarding the degradability of all the constituents) or whether instead an investigation of the degradability of carefully selected individual components of the complex, multi-component substance is required."

(参照文書: 非公式文書 INF.40/Rev.1)